

令和 6 年 第 2 回

南阿蘇村議会定例会会議録

令和 6 年 6 月 10 日 召集

南阿蘇村議会

会期日程

令和6年第2回定例会

会期5日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
6月10日	月	本会議	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 村長挨拶 上程議案説明 一般質問
6月11日	火	休 会		議案審議のため
6月12日	水	休 会		議案審議のため
6月13日	木	合同常任委員会	午前10時	2 常任委員会による合同審査 (大会議室)
6月14日	金	本会議	午前10時	質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

6月10日(月)

令和6年第2回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和6年6月10日(月)
午前10時00分 開会
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 提案理由の説明

- ・報告第1号 令和5年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- ・報告第2号 令和5年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- ・報告第3号 専決処分事項の報告について(工事請負契約の変更)
- ・承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(税条例の一部改正)
- ・承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(国民健康保険税条例の一部改正)
- ・承認第3号 専決処分事項の承認について(令和5年度一般会計補正予算(第10号)の報告)
- ・承認第4号 専決処分事項の承認について(令和5年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の報告)
- ・承認第5号 専決処分事項の承認について(令和5年度介護保険特別会計補正予算(第3号)の報告)
- ・議案第40号 南阿蘇村簡易水道基金条例等を廃止する条例の制定について
- ・議案第41号 南阿蘇村公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- ・議案第42号 南阿蘇村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
- ・議案第43号 南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- ・議案第44号 南阿蘇村立学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- ・議案第45号 南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について
- ・議案第46号 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算(第1号)について
- ・議案第47号 令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- ・議案第48号 財産の無償貸付について(久石体育館)

日程第5 発議第6号 南阿蘇村議会会議規則の一部改正について
日程第6 発議第7号 南阿蘇村議会委員会条例の一部改正について
日程第7 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	辰 巳 和 美	8番	丸 野 健一郎
2番	岡 智 則	9番	桐 原 純 男
3番	坂 田 正 也	10番	工 藤 保 雄
4番	河 内 克 也	11番	笠 野 眞 喜
5番	市 原 恵 一	12番	橋 本 功
6番	今 村 輝 宏	13番	後 藤 征 昭
7番	今 村 竜 喜	14番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
企画観光課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	古 澤 太 介
建 設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	下 田 朱 美
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	今 村 洋 一
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
水・環境課長	今 村 隆 博
定住促進課長	梅 田 雄 治
子育て支援課長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐 原 恵
議会事務局主幹	長 野 純 也

開会 午前10時00分



- 山室昭憲議長 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和6年第2回南阿蘇村定例会を開会いたします。
一同その場に御起立をお願いします。
礼。

おはようございます。着席をお願いします。

会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外してマイクを使って、御発言ください。会議中の携帯電話については、十分に配慮をお願いをいたしておきます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 山室昭憲議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番後藤征昭議員。1番辰巳和美議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定について

- 山室昭憲議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月14日までの5日間とし、お配りしております会期日程のとおりとしたいと思っております。これに異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、本定例会は会期日程のとおりとし、会期は本日から14日までの5日間と決定をいたしました。



日程第3 諸般の報告

- 山室昭憲議長 日程第3、諸般の報告、議長、各委員長及び広域議会議員代表、並びに監査委員の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。



日程第4 提案理由の説明

- 山室昭憲議長 日程第4、提案理由の説明、報告第1号令和5年度南阿蘇村一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告についてから、議案第48号、財産の無償貸付まで、一括して議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。

○吉良清一村長 皆さんおはようございます。定例会の前に一言御挨拶を申し上げますが、去る6月の5日に防災会議がございました。消防、警察、自衛隊、それから気象庁、区長会、それから村の全課長、あわせて、情報の共有、また、防災体制の確認等がございました。これから梅雨の時期を迎えますので、しっかりと備えたいと思います。皆さんの御協力もよろしくお願いいたします。

それでは、本日、議案としまして本定例会に上程しておりますのは、専決処分事項の報告が3件、専決処分事項の承認が5件、条例の廃止制定改正が6件、令和6年度補正予算が2件、財産の無償貸付が1件、以上17件となっております。御審議頂き議決を頂きますようよろしくお願いいたします。

それでは、各議案について御説明を申し上げます。まず、予算繰越しの報告案件です。報告第1号、令和5年度南阿蘇村一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告についてであります。これは、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第9号、第10号で計上しました繰越し明許費のうち、2款総務費の物価高騰対応プレミアム商品券事業1億3,195万2,000円、3款民生費の物価高騰対応重点支援事業4,677万5,000円をはじめ7款、商工費のあそ望の郷機能拡張事業1億8,066万4,000円。8款土木費の橋梁補修事業4,050万円。11款、災害復旧費の土木、公共土木債、施設災害復旧事業1億6,341万2,000円など、全36事業、総額8億8,858万9,000円について、いずれも令和5年度内に事業が完了しないことから、令和6年度執行に係る事業費の繰越し計算書を調製したので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものであります。

次は、事故繰越の報告案件です。報告第2号、令和5年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてであります。これらの事業は、令和5年度において避けがたい状況により、令和5年度内の事業完了が困難であることから、令和6年度に繰越して事業を実施するものであります。事業として、8款土木費の橋梁補修事業2,235万3,000円につきましては、詳細調査を実施した結果、状態が悪く、補修事業から更新事業へ転換、方針転換となったため、国庫補助金の変更申請が必要となったことや、今後ボーリング調査等に時間を要することから、今年度内の事業完了が困難となったことが理由となります。また、同じく8款、土木費の河川維持補修事業444万2,000円につきましては、現場に隣接する山林で長期間の伐採作業が行われたことにより、休工となり、工事に遅延が発生し、年度内の事業完了が困難となったものであります。この2事業、総額2,679万5,000円について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次に報告第3号、専決処分事項の報告について、工事請負契約の変更であります。本案件は、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年度道の

駅あそ望の郷くぎの隣接公園南側駐車場造成工事の請負契約の金額変更について、令和6年4月22日に専決処分をしたので、同条第2項の規定により、その報告をするものであります。変更内容につきましては、実施数量の変更により契約金額を増額するものであります。変更する契約の金額などはそれぞれの記載のとおりでございます。

次からは、承認案件です。専決処分につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会に報告しその承認を求められなければならないので、今回、承認第1号から承認第5号までを提出いたしております。

まず、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、税条例の一部を改正する条例であります。本議案は、地方税法等の一部を改正する改正する法律が令和6年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、税条例の一部を改正したので、その承認を求めます。改正内容は、令和6年度分の個人住民税の特別税控除額やへ能登半島地震、改正法に係る所得税等の特別措置など、所要の改正を行っております。

次に、承認第2号専決処分事項の承認を求めることについて、国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、税条例の一部を改正したいので、その承認を求めます。改正内容は、後期高齢者支援金等課税限度額や世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等の乗すべき金額の引上げなど、所要の改正を行っております。

次からは補正予算の専決処分、承認案件です。承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和5年度一般会計補正予算第10号の報告であります。専決処分しました補正予算は、歳入歳出それぞれ6,861万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を134億4,455万5,000円、とする補正予算であります。主な歳入補正につきましては、村税や国からの各種交付金、国、県支出金、村債などは、実績額に合わせております。主な歳入補正額は、地方交付税を4,562万3,000円の増、国庫支出金を3,578万7,000円の減、県支出金を1,811万9,000円の減、寄附金を1億円の減、諸収入を2,016万6,000円の減、村債を130万円の増とし、歳出補正につきましても、主に、主には、事業実績等で調整を行ったものでありまして、総務費を1億6,079万5,000円の減、民生費を7,506万3,000円の減、農林水産業費を2,294万2,000円の減、商工費を2,232万3,000円の減、教育費を1万1,055万3,000円の減とし、予備費を2億2,783万9,000円の増としております。

次に承認第4号専決処分事項の承認を求めることについて、令和5年度国民

健康保険特別会計補正予算第3号の報告についてであります。専決処分しました補正予算は歳入歳出それぞれ3億1,062万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億3,780万4,000円とする補正予算であります。この専決も事業実績により調整を行ったものであり、主な歳入補正につきましては、県支出金を3億1,265万8,000円の減、繰入金を239万9,000円の減とし、歳出につきましては、保険給付費を3億1,162万7,000円の減、予備費を190万円の増としたものであります。

次に承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和5年度介護保険特別会計補正予算第3号の報告であります。専決処分しました補正予算は歳入歳出それぞれ547万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を17億7,226万3,000円とする補正予算であります。この専決も事業実績により調整を行ったものであり、主な歳入補正につきましては、保険料284万5,000円の減、国庫支出金を2,932万1,000円の増、支払い基金交付金を443万2,000円の減、繰入金を1,656万1,000円の減とし、主な歳出補正につきましては総務費を737万8,000円の減、保険給付費を1,179万2,000円の増、地域支援事業費を741万3,000円の減、予備費を847万2,000円の増としたものであります。

次に議案第40号南阿蘇村簡易水道基金条例等を廃止する条例の制定についてであります。本議案は、簡易水道、農業集落排水事業及び生活排水処理事業が、令和6年度に公営企業会計に移行したことに伴い、毎年度毎事業年度に生じた利益を積立金として、経理するため、この条例を廃止するものであります。

次に、議案第41号、南阿蘇村、公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてであります。本議案は、前議案の条例廃止に伴い毎事業年度発生することが見込まれる利益及び剰余金の処分について、地方公営企業法第32条で規定するところにより、条例の定めにより処理するため、この条例を定めるものであります。

次に議案第42号南阿蘇村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、令和6年3月に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものであります。主な改正内容は、マイナンバー及びマイナンバーカード等に関して所要の改正を行い、関連条文の整理を行うことに執行機関に議会を加えるものであります。

次に、議案第43号南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部

改正についてであります。本議案は、令和6年4月1日に熊本県、重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要領が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。改正内容は、当該助成事業における受給資格者が負担する負担すべき額を入院の場合において、1医療機関等につき2,000円に、入院外の場合においては、1医療機関につき1,000円に変更するため、所定の改定を行うものであります。

次に議案第44号、南阿蘇村立学校教職員住宅管理条例の一部改正についてであります。本議案は、現行条例で定める久木野小学校教職員住宅において、教職員住宅としての利用がなく、今後の有効利用及び適正管理の観点から、その用途を廃止し、行政財産から普通財産に用途を変更するため、所要の改定を行うものであります。

次に議案第45条南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正についてであります。本議案は、水道使用者と村との責任分界点を明確にするため、一次止水栓などの表記に関して所要の改正を行うものであります。

次からは補正予算です。まず、議案第46号、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5億8,885万6,000円を増額し、総額を116億6,615万6,000円とする補正予算であります。主な歳入補正につきましては、国立公園等資源整備事業補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの増額に伴い、国庫支出金を2億5,258万8,000円の増額、同じく国立公園等資源整備事業補助金及び経営発展支援事業補助金などの増に伴い、県支出金を1億8,298万8,000円の増額、公共施設等整備基金、図書室振興基金等の繰入金として、301万8,000円の増額、国立公園等資源整備事業に係る合併特例債、企業誘致基本計画策定事業に係る過疎対策事業債の増などによる、村債が1億2,110万円の増額により、財源の確保を行ったところでございます。

主な歳出の補正内容につきましては、総務費では、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業、企業誘致基本計画策定業務事業などにより、4億2,298万8,000円の増額、民生費では、低所得世帯支援事業及び介護特別会計の人事異動にかかる人件費増などにより、5,163万2,000円の増額、農林水産業費では、若手新規就農者支援事業及び経営発展等支援事業などにより1億242万1,000円の増額、教育費では、南阿蘇中学校栄養士採用に係る人件費及びLOOPみなみあそ、公園整備、公園備品購入などにより1,552万7,000円の増額、災害復旧費では、三王谷川農地復旧事業などにより1,700万円の増額となっております。

次に議案第47号、南阿蘇を失礼、議案第47号、令和6年度南阿蘇村介護

保険特別会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ1,171万円を追加いたしまして総額を17億4,142万4,000円とする補正予算であります。補正内容につきましては、人事異動に係る人件費の増額、及び介護予防事業の拡充に伴う委託料の計上となっております。

次が議案第48号財産の無償貸付についてであります。本議案は、現在、老朽化等の理由により未活用となっている公共施設、久木野の久石体育館において、農業経営者の育成、並びに、農地保全対策、地域農業振興と活性化を目的に、当施設を一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社へ無償で貸付しようとするものであります。貸付財産や相手方などの詳細は記載のとおりでございます。

以上が提案理由の説明でありました。御理解を頂き、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第5 発議第6号南阿蘇村議会会議規則の一部改正について

日程第6 発議第7号南阿蘇村議会委員会条例の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第5、発議第6号、南阿蘇村議会会議規則の一部改正についてから、日程第6、発議第7号、南阿蘇村議会委員会条例の一部改正についてまで、一括して議題といたします。それでは、議会運営委員長、丸野委員長に提案理由の説明を求めます。

○丸野健一郎議会運営委員長 議会運営委員会の丸野でございます。発議6号7号、提案理由を一括して御説明をいたします。

まず、南阿蘇村議会会議規則の一部改正についてですが、議会運営で書面等を前提とする手続につきましては、従来の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律のみの規定では、オンライン化できませんでしたが、地方自治法を含めた法改正により可能となったため、所要の改正を行うものです。また、現在の社会情勢に照らした文言調整、規定ぶりの見直しが、標準会議規則で行われたため、それに対応した改正もあわせて行うものであります。

次に、南阿蘇村議会委員会条例の一部改正についてですが、こちらも、会議規則の一部改正と同様に、オンラインによる手続を行うため、所要の改正とまた、委員会においてオンライン開催が可能となるための改正等を併せて行うものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。議員の皆様には、趣旨等御理解頂き、御賛同頂きますようお願いいたします。

○山室昭憲議長 以上で、議会運営委員長から提案されました議案についての説明を終わります。

-----○-----

日程第7一般質問

- 山室昭憲議長 日程第7、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、これより順に質問を許します。質問される方は、要点を簡潔にお願いをいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いいたします。

なお、質問時間は1人20分以内となっております。御承知願います。3番坂田正也議員の質問を許可します。

- 3番坂田正也 おはようございます。3番坂田です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をします。

私は、スーパーの誘致について質問をします。私は3月議会の合同常任委員会で、スーパーの誘致についてお尋ねをしました。村長は、交通弱者や買物弱者の方々のために、今後スーパーの誘致に取り組んでいきたいと答弁されました。村民からこんな意見を聞きます。近くにスーパーマーケットがない。遠くに行かなければならず困っている。村外にお金が落ちている。など、吉良村長が言われる、誰もが住みたい、住み続けたい村にするためには、スーパーの誘致にも真剣に取り組む必要があると考えます。

今後の対応と取組について、どのようにお考えなのか、村長にお尋ねします。以上です。お願いします。

- 山室昭憲議長 吉良村長。

- 吉良清一村長 それでは、ただいまのスーパーの誘致についてということにつきましてお答えをいたします。

村では高齢化が進んでおりまして、交通弱者、それから、買物弱者が増えていくということは周知の事実でございまして、村としましては、買物弱者対策としまして、昨年11月から、熊本市内の青果業者と業務委託を結びまして、毎週土曜日に移動販売を実施しております。30分程度の販売時間で、多いときには10人以上、平均では7人程度の利用があつておりまして、現在2か所で実施をしております。場所は公民館等の公共施設で、毎回利用される方もおられ、コミュニケーションの形成や交流の場でもあり、時と場合によりましては、安全、安心を守る、交番的な役割ということでもあり、地域にとっても貴重な存在と認識しております。

ただいま質問がありましたスーパーの誘致につきましてですけれども、村には小規模スーパーが1店舗ございました。しかし御承知のとおり、昨年のお末から休業をされております。本年の4月には再開の予定と聞いておりましたけれども、いまだに、再開をされておらず、多くの村民が困っておられます。このようなことから、身近に買物ができる場所の要望が村民の方から多く寄せられております。そのため、現在、スーパーマーケットの誘致を行っているところ

であります。予定地の候補としましては、役場周辺を検討しております。

その理由としましては、交通弱者の方や買物弱者の方の利用を利用がしやすく、しやすいということでありまして、現在、乗合タクシーを利用しますと自宅から役場まで、片道30分でいくことができます。また、ゆるっとバスの停留所もございますので、役場から歩いて、買物に行けるという点で、役場の周辺が最も適地というふうに考えております。

また誘致する店舗につきましては、食料品、あるいは日用品などの小売業者が適切と考え、現在優良な企業と数社と交渉を行っております。今回の補正予算で、企業誘致基本計画策定業務委託、これは小売業の関係でございますけれども、予算を計上してありまして、農村産業法に基づき、基本計画書の作成を計画しております。役場周辺に誘致する場合は、農振にかかった場合は農振にかかっている場合は、農振除外の手続等も行っていかなければなりませんので、そうしたことにも配慮しながら、計画書を作成しているところでございます。スーパーの有地につきましては、村の喫緊、喫緊の最重要課題と捉えてありまして、積極的且つスピード感を持って強く進めてまいります。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 坂田議員。

○3番坂田正也 はい。只今答弁いただきました、スーパーの誘致は、村民のためになることはもちろんですが、村としても、企業誘致になり、村の発展につながります。今後、早急にスーパーの誘致等に御尽力頂きますよう強く要望します。以上で私の一般質問を終了します。

○山室昭憲議長 以上で、3番、坂田議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 4番、河内克也議員の質問を許可します。

○4番河内克也 4番河内です。議長の許可を頂きましたので、質問を行います。2問ありますので、議長、一問一答の許可をお願いいたします。

○山室昭憲議長 許可します。

○4番河内克也 ありがとうございます。また、分かりやすい質問となるよう、今回も補助資料を作成し、事前に議長の許可を頂き端末に掲載、あるいは傍聴席にペーパーで配付頂いております。感謝申し上げます。それからの質問に入りますが、私は前回から一般質問その後、その後ということで、同じ言葉を再び質問を行っております。この意図は、村民の貴重な声を代弁し、質問、行政に答弁を頂き、建設的な運用を行ったとその後を検証することは非常に重要であるとの考え方です。

それでは、1問目適正な予算執行と公金、公金外現金の管理徹底については昨年末の定例会で、問題となった堆肥センター剰余金に関し質問を行いました。

た。内容はナンバーワンの資料に抜粋し掲載しております。交付金は、村民の皆様から頂いた税金であり、適正な予算執行が大事であると問い、村長から適正な管理体制のため仕様書を作成し、仕様書を作成し適正化に努めてきた。今後も法令遵守、透明性のある行政運営、情報開示、公表方法等の改善を図り、説明責任を果たしていくとの答弁でした。

しかし、今年3月の全員協議会で、農政課から、仕様書はなかったのが、昨年10月に作成した。収支支出報告書、支出報告書はセンターで作成、堆肥センターで作成、毎月役場に提出されていると、全議員に説明がありました。仕様書作成についてその場で私は再確認しましたが、事実には唖然としました。そこで1番目に、契約書を保管する重要な仕様書について、村長答弁と違い、なぜ最近まで作成されていなかったのか。また、関係するほかの報告書等、公文書も心配になりました。確認する必要が出てきました。収支支出報告書、支出報告書は当然ながら、委託先のセンターで作成されてきたのか。それは文書管理規程に基づきちゃんと保存保管してあるのか、お聞きします。

2番目に村長答弁で、法令遵守、透明性のある行政運営を図る。情報開示も分かりやすいよう改善を図るという内容から、今の1番目の質問に関し、村の公文書行政文書は適切に作成管理され、過去の行政資料は情報公開条例に基づき、積極的に公開、公開されているのか、確認をいたします。

最後に、資料の2の部分であります。公金外現金を適正に管理処理していくために、取扱い基準を定めるとの答弁でありましたが、作成されたのか、お尋ねいたします。以上です。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの質問ですが適正な予算執行と公金公金外現金の管理徹底についてお答えいたします。

まず質問の要旨①、についてであります。堆肥センターとの過去の契約につきましては、契約書の中に記載される事項で契約を行っており、仕様書の作成は行っておりませんでした。指摘を受け、適正な管理体制を行う上で仕様書が必要であることから、昨年10月に仕様書を作成し、運営適正運営体制の適正化に努めているところであります。各報告書の作成者保管状況についてありますが、堆肥センターからは、出納帳と領収書の提出が毎月、役場にあっております。令和6年1月24日の全員協議会で、説明いたしましたけれども、収支支出報告書、というのは、出納帳と領収書のことで、領収書のことであり、これを保管しております。令和4年度までは毎月提出があった出納帳の数字を積み上げまして、村で年間分1年分の収支報告書を作成しておりました。令和5年度におきましては堆肥センターから毎月の収支報告として、収支報告として出納帳及び領収書、そして年間の事業報告書、及びその実績に係る収支報告

書の提出を頂いております。

次に、質問の要旨②についてであります。行政文書とは、行政機関の職員が業務上作成し、または取得した文書であって、職員が組織的に求めるものとして保有しているものであります。その作成に当たっては、村の各種政策の意思決定を行うものであり、その意思決定の過程に応じて作成をしております。管理につきましては、文書管理規程に基づいて、基づきましてシステムを利用し、文書の収受、起案、決定、保存、廃棄等、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行っております。行政文書の公開につきましては、個人情報を除き、公開できるものは積極的に公開しており、過去の行政文書につきましては、保存期間が、経過したものについては廃棄しております。

次に、質問の要旨③についてですが、公金外現金につきましては現在、南阿蘇村、公金外現金取扱い要領の案を策定しております。各課に周知を図り、取り進めているところであります。作成した要領案に沿って運用していくこととしておりますが、法令上村において保有することができない公金外保有の場合、各団体等に対して説明を行う必要がありますので、周知期間を設け、適正な管理に努めていくこととしております。

一つお詫び、お詫びをしなければならないことがありまして、河内議員がつけられましたこの資料の左側の左側の村長というところがありまして②です。ここにこの三行この三行がありますけども、ここはですねちょっと本当にお詫びを申し上げなければなりません。

堆肥センターは合併当初から慣例により業務委託を実施してきており、適正な管理体制のため、仕様書を作成し、管理体制の適正化を努めてきたと、確かに12月の議会で答弁をしております。しかしここでですね、適正な管理体制の前その前にですね、指摘を受けという部分がございます。これは事務方から農政課の事務方から私は指摘を受けということをそういう答弁書を見ておりましたけれども、指摘を受けというのを省きまして、適正な管理体制のため仕様書を作成したと答弁をいたしました。

そのため、この作成仕様書を作成したということが合併当初から作成したというふうにこの文章では、そういうほうをとられます。しかしながら実際は指摘を受けまして、適正な管理体制のために途中でですね、正確に言えば、昨年10月、先ほど答弁しましたように昨年10月に仕様書を作成し、管理体制の適正化に努めているところがございます。ここは指摘を受けということを書言を省いたために、誤解を与えて与えてしまいました。そこ辺は大変お詫びを申し上げます。先ほど答弁のとおり、指摘を受けて昨年10月に仕様書を作成しております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長　ここで、録音機器の確認のために暫時休憩いたします。

-----○-----
10時40分 休憩

10時41分 再開
-----○-----

○山室昭憲議長 再開いたします。河内議員。

○4番河内克也 はい。4番、河内です。今の答弁内容を確認します。質問をいたします。今の答弁を整理しますと、1項目目、仕様書は村長の先ほど言われましたが、読み間違い、答弁違いということで、仕様書は昨年9月までは作成されておらず、問題となって指摘を受け適正な管理体制を行う上で、仕様書が必要であるから昨年10月に作成したとのことです。私は委託契約書の収支は非常に重要な要素だと思います。仕様書が明確でないと委託契約書のゴールが定まらず、リスクが高まります。契約書を保管する重要な仕様書を、なぜ最近まで作成されなかったのか、私の答弁は先ほど村長答えられておりません。村長はこの仕様書の大切さをどう捉えておられるのか、お聞きします。

確認をいたします。次、答弁では、月の収支支出報告書は出納帳及び領収書のことであり、毎月センターから提出されているとのことですが、今までの説明では、出納帳とは全然言ってこられませんでした。議会には、パッと私はイメージでは差し引きを思い浮かべましたが、一月分の収入支出別々に、収支の科目、金額適用ごとに整理した。本当は1年分まとめた収支報告書の様式がありますが、そういう準じた報告書であるべきではないでしょうか。今そう思いました。そして年間分の年度分ですね、収支支出報告書は、4年度分までは村で作成した、ていたということで、5月5年度分からというのが1、2か月前ですよね。それもおかしい話です。契約の条項、甲と乙の立場からも間違いです。今後、行政が作成すべきではありません。チェック機関が作成すべきではありません。

以上、村長のお考えを地方自治法123条に規定されているこの議事録会議録という、永年、長年残るこの場で確認をいたします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 はい、入ってますか。はい。今のただいまの質問ですけれども、昨年の10月に仕様書を作成した、それまでに仕様書はなかったということは本当に重大と考えておりました、この先ほどの答弁に答弁しましたように、堆肥センターとの契約につきましては、契約書の中で記載される事項で契約を行っている行っており、それでこれまでずっとやってきましたので、それで私もそこは認識が浅くて、それをいいものとそれでいいものと理解しておりましたけれども、指摘を受けましてですね、その重要性を認識したわけでございまして、昨年10月に、これは必要であるということで作成をしました。

それから収支報告書、毎月の収支報告書ですけれども、収支報告、先ほど答弁今答弁に答弁した内容の中に含まれておりますけれども、収支報告書は毎月出てきた、令和4年度までですが、令和4年度まで、収支報告書が毎月出てきたということという説明をしておりましたけれどもそこが誤った誤解を与えたと思います。収支報告として出納帳及び領収書が提出されておりました、毎月収支報告書が、提出されたわけではございませんでした。そこ、その辺りもちょっと誤解を与えたものと思います。

これも早速、これではいけないということで、令和5年度からは、毎月の収支報告、毎月の収支報告、それから年間の収支報告書、これをですね、年間、それまで令和4年度までは年間の収支報告書は村で作成しておりましたけれどもそれも不適切であるということで、やはり相手方、堆肥センターのほうで、毎月の収支報告書とそして年間の収支報告書、これをつくるべきだということで、令和5年度から改めまして、そのようにしております。答弁を終わります。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 はい、4番河内です。先ほどから村長言われましたように仕様書が重要であるっていうことは本当、自分でも認識されているようです。行政の今、大切だと分かっているから、今、確か10ページぐらいの仕様書を作成されています。適正な予算執行のためにも重要だと思います。月の報告書を出納帳へ保管されているということですので、是非ですね後で資料として提出頂きたいと思います。是非、今定例会中、先輩議員もおられます。同期の議員もいます。全議員に保管してある4年度5年度分、抜粋でいいですので、出納帳の写しを御提出ください。

そして2項目目の質問事項にちょっと触れておりませんでした。公文書、行政文書、文書管理規程に基づき、適正に作成、保存されているという答弁でした。私の質問の趣旨は、今まで村で多くの問題の多くは公文書の作成管理がずさん、保存がずさんであったことが起因して起こっています。当たり前前のことを言いますが、南阿蘇村が自治体において、公文書、行政文書を適切に作成管理し、過去の行政資料を積極的に公開することは、民主主義の根幹を支えるものであります。政策の意思決定を図る書類は適切に作成、保存されていないと村民の皆様に対する説明責任が果たせない上に、その政策の手続による正当性が評価できないからです。今は提出データもありますが、保管庫の管理、将来は公文書館の設置の必要性も出てくると思います。

1項目目、2項目目の質問、答弁をまとめますが、昨年、9月議会で決算不認定という残念なこともありました。適正な予算管理公金支出のためにも、契約書の正しい履行、仕様書がなかったことにまた、議員の立場でも猛省を求めたいと思います。そして、公文書は資料にも書いていますが、地方自治法情報、

情報公開条例、文書管理法、公文書管理法、村の文書管理規程を遵守もう一度大切な足元の確認を是非お願いしたいと思います。

3項目目の公金外現金には触れておりませんでした。取扱い基準案を現在作成されていることは評価いたします。大事なことはこれを適切に運用していくことです。是非ですね、例規集には条例中心、規則、要綱とか載っていますが、こういう重要な基準は、是非、例規集にもですね、できた場合は追録で、載せていって、是非若手の村を将来担う職員たちにもですね、是非見て確認していただきたいと思います。これは私の進言です。以上、1項、1番目の質問を終わります。

○山室昭憲議長 村長何もないですね。はい。4番、河内克也議員。

○4番河内克也 2番目の質問に入ります。簡潔にいきます。3年前の定例会で、有害虫ヤマビル対策の一般質問を行いました。質問内容は補助資料ナンバーⅡにありますように、おもに両併、久石地区に生息するヤマビルの人的被害が絶えません。農作業、草原維持作業にも支障を来しております。是非対策をとという質問で、後日、新聞にも取上げていただき、大きな反響があり、お会いした村民から、ヤマビルはどうなったとか、駆除はこうしたらいいんじゃないとか、お話を頂き、関心を持っていただいております。資料にもありますように、担当課からの答弁で、効果的な駆除方法を検討していく。その後、試験的駆除の実施、村民向け研修会の、一昨年、昨年と2回の開催等対応頂いております。農政課と水環境課にはお礼申し上げます。研修会では、東海大の村田先生から、阿蘇地域におけるヤマビルの生態と防除という演台で貴重なお話を頂き、補助資料の写真にもありますように、多くの村民が参加され、駆除方法防除方法を学び、対応してこられました。

行政の対応には感謝しておりますが、しかし、残念ながら、生息地付近の村民からは、よく、人的被害増加の声を聞きます。残念ながら改善されておられません。地区、村民だけでは解決しません。何とかしてくれと、多くの意見を胸に、今ここにいます。行政としての具体的対策、抜本的解決策を再度質問いたします。以上です。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 有害、有害虫ヤマビルの対策についてお答えをいたします。ヤマビルは、毎年たくさんの吸血被害、それから目撃情報が寄せられておまして、南外輪山だけではなく、阿蘇中央火口中の裾野、あるいは、東外輪山など、これまでに知られていなかった場所でも目撃例、あるいは吸血被害ということが報告されるようになっております。ヤマビルにつきましては東海大学により、実験的な薬剤散布や草刈りが行われ、令和5年にそのヤマビル対策についての報告が行われたところでありまして、報告に基づきまして、吸血被害対

策として、次の三つが考えられます。

一つ目は、地域全体のヤマビル個体数の減少と分布拡大抑制のための対策、二つ目は、ヤマビルを寄せつけない対策、三つ目は、ヤマビルの吸血被害に遭わない対策です。

一つ一つ、説明しますと、一つ目のヤマビルの増加及び分布拡大は、鹿やイノシシなど有害鳥獣の増加及び行動範囲拡大と深い関係があることが明らかになっております。有害鳥獣は、放牧地の林地化、林になるということですが、放牧地の林地化の進行、耕作放棄地の増加、野焼き面積の減少などが、その個体数の増加及び行動範囲の拡大に原因であるということが考えられます。このことから、防護柵の設置、有害鳥獣の捕獲による個体数管理、原野や耕作放棄地の適正管理が地域全体のヤマビル個体数減少と分布拡大抑制のための対策となります。

有害鳥獣の個体数管理につきまして、有害鳥獣の個体数管理や行動範囲の制限につきましては、猟友会による有害鳥獣捕獲と保護柵の設置には実施しているところでありますが、目に見える成果を上げるということは難しい状況でありまして、これ以上、個体数増加と行動範囲拡大を防ぐため、地道に継続していくしかないというのが現状でございます。

二つ目のヤマビルを寄せつけない対策としましては、被害に遭いやすい場所は、草刈りにより乾燥した環境をつくること。また、林道の管理に林業や畜産業、などのその作業へ山に入る場合は、必要がある場合には、事前に薬剤散布を行うなどがあります。村では、森林譲与税等森林譲与税を活用し、ヤマビル駆除に効果のある薬剤、今のところ、リンゴ酸でございますけれども、これを購入しております。御承知のとおり、森林譲与税は民有林、林道の整備やその促進を目的とした税金でありますことから、林道等の維持管理作業時などに限り、必要に応じて配布をしているところでございます。なお、リンゴ酸は他の動植物への影響が少なく、市販駆除剤と同等の効果がありますが、薬剤散布につきましては、研究によりますと、サンプルを1日がたちますと、顕著な、抑制効果、ヤマビルの活動抑制効果が見られなかったことや、薬剤散布後の降雨、雨が降りますと、効果が薄れてしまうということが明らかになっておりますので、大変面倒かとは思いますが、活動のたびに、またできる限り直前に、実施するという散布を実施するということが必要であるというふうに考えます。

三つ目の吸血被害に遭わない対策としましては、雨天時の天時や雨降り後は、そうした場所に近寄らないこと。また、接合部は粘着テープで密封、ウエストより上は忌避剤を塗るなどして完全防備を行うことが必要であると考えます。以上のことから、現在、考えられますヤマビル対策については、三つのことで

取り組んでおりますけれども、大きく改善したという状況では、いまだ残念ながらそういう状況ではないと考えております。今後も新たな研究結果報告、あるいはほかの地域で成功事例などが生まれた場合は、それを参考にしながら、今後、ヤマビル対策に取り組んでいきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 はい、4番河内です。今、三つの対策を答弁頂きました。1番目の対策の最後に、地道に継続していく、いくしかありませんというお話がありました。地元民は地道に一生懸命やっております。しかし、改善されていません。ヤマビル活動期の4月からお聞きした切実な村民の声、証言現状をつけ加えますと、畑の作業、家庭菜園でも、また、土地改良区の作業でもヤマビルがついてきました。畔草切りでもついてきました。田んぼにもいます。私は有害鳥獣対策として地区で協力しながら、箱罠を16か所設置しております。数か月に1回は、5人で管理作業もありますが、7月初めを共同作業時、短時間でぱっと回ったんですが、数えてたら21匹ついておりました。この数は初めてです。実は昨日のことなんですが、ちょっと、犯人というか犯虫を連れてきましたが、朝から16か所ずっと1人で回ってきました。駆け足そして、1か所終わったら全部長靴をチェックして、家に帰りついて玄関から長靴を脱いであらうとしたらもう足が真っ赤、血だらけです。これが犯人です。幾ら我々が注意しとってもこういう状況です。忌避剤自分たちで工夫して対応しておられますが、これが現状です。

そして答弁の最後に、現時点での抜本的改革、解決策は、住民の皆様にも、三つの対策について理解を深めていただくこと、そして今後も新たな研究結果、他地域の成功例、成功例を参考にしながら対策を検討していく。とおっしゃいましたが、地元の多くは理解をして行動しています。私も何とかしなければということで、昨年、今みたいに吸われたヤマビルを数か月観察して、東海大の村田先生がおっしゃった、その死骸から非常に有効な、生物の薬は開発できるという話がありましたので、必死にちょっと飼いました。現状は厳しいのでこうやって再質問をしております。有害鳥獣、後継者不足の農地荒れ、今言われましたように林地化、竹山が広がり、年々厳しい状況です。今月から、林道の維持管理作業もあります。これでは草原山にも、入れません。守れません。山の手入れもままなりません。こうやって血を見た人とか、嫌な人は絶対入りません。現状を御理解頂き、行政が先頭に立って行政が研究リードして、対策をお願いしたいと思います。全国の取組の先進地となるよう、村民の声を代弁し、強く要望します。今の私の質問で、村長、最後に今の気持ちをお願いいたします。以上です。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 はい、久石地区、河内議員は久石地区、私もその隣の両併地区ですので、このヤマビルの問題はもう以前からですね、本当に聞いております。そして、住民の方がこれ対策に困っているということも十分承知をしておりますので、今他の地域の他の地域の成功事例を待つのではなくてですね、今河内議員がおっしゃったとおり、地元の東海大学と本当にしっかりと連携をして、先進事例が先進事例になるように取り組んで本当に困っていらっしゃることはよく分かりますので、取り組んでまいりたいと考えております。

○山室昭憲議長 以上で4番、河内議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 ここで休憩をいたします。再開を11時10分、よろしく願いいたします。

-----○-----

11時02分 休憩

11時10分 再開

-----○-----

○山室昭憲議長 再開いたします。12番橋本功議員の質問を許可します。

○12番橋本功 12番橋本功です。議長2問の質問事項がありますので一問一答の許可をお願いいたします。

○山室昭憲議長 許可します。

○12番橋本功 ありがとうございます。それでは、質問通達に従いまして、大綱2点について質問いたします。1項目は政策目標である。政策目標である誰もが住みたい、住み続けたい財政運営について伺います。3月議会で示された村長施政方針の具体的方向性と内容について読ませていただきました。この施政方針の中には、村長の政治信条として、環境、活力、暮らしを柱とする誰もが住みたい、住み続けたい南阿蘇村の実現を目指して参るとあります。このことを私なりに解釈いたしますと、村民との対話を重ねることで、ともに行動し、村の政治を行っていききたいというようなことでは、なかろうかと考えました。そこで伺いたいのは、この村長施政方針を受け、村民に対し、どのような対話、及び行動を求めているのか、2点についてお伺いいたします。

1点目は、吉良村長は住みたい村、南阿蘇村の実現を目指すとされていますが、住みたい村というのは、現在南阿蘇村に住んでいない方が思うことですので、既に住んでいる村民に住みたい村かと問われると答えにくいのではないかと思うのです。三つのKは、環境、活力、暮らし、水資源の補助、保全事業、草原の保全、農業と観光少子高齢化の支援を掲げておられますが、どの項目を読んでも評価に値する信頼なき言葉が響くものはありません。例えば、福祉のサ

ービスの提供や住民生活の向上などの事業を実施するとありますが、中身は、公共施設利用には、高齢者には負担を求めています。全ての村民が幸せを感じるところか困窮する生活を送られることを知っていただきたい。さらに、ウィナス温泉は、2023年3月に、休館して1年が過ぎました。住民は失望しています。これが福祉政策と言えるでしょうか。こうした状況からして、少子高齢化の支援等を掲げておられますが、今の心境では、机上の論にすぎず、公約にはなりません。公約はどこへ行ったのでしょうか。これらの全ての原因は、リーダーシップの欠如には責任感の欠如から来るものだと考えますが、村長は、公約の成果と課題をどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

2点目は、村の財政状況はどのように推移しているのでしょうか。そして、今後の見通しについて伺います。施政方針の中で、施設整備事業の地方債償還もあり、今年度も厳しくなることからして無駄な経費は、消滅し、財源は捻出しなければならないと書いてあります。厳しい財政、財政状況にありながら、多くの事業が見直しされることはなく、これまでどおり、当たり前前に実施されていますが、これはこの危機的状況に鈍感になっていることにほかならず、厳しい社会情勢に見合った政策の在り方を考え直すべきではありません。個人の考えで、個人の家計であれば、支出を減らすためには、無駄遣いをせず、節約をして貯蓄を増やし、余裕のある暮らしをしますが、村の財政は、個人の家計と違い、別の視点で考える必要があります。それは、地域経済のためにも適切な量の仕事を可能な限り村内の事業者に発注するということが大事であります。経費削減については、職員がみんなで努力して目標立てれば、目標の数値いかんでは達成できないわけではないと思いますが、財政財産の確保はそう簡単にはいかなく、村税であろうが交付税であろうが、予算は見越した予定ですので、思惑どおり税収が上がることにはならないと思います。

南阿蘇村が行っている行政事業は、今後の村の財政運営に障害を来すものと憂慮しております。地方財政法第8条に、8条には、自治体の財政財産は常に良好な状態で管理し、その目的に応じて、最も効果的に運用しなければならないと記してあります。村の財政状況はどのように推移しているのか。そして今後の見通しについて伺います。以上で1項目の質問を終わります。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの施政方針について、の問いでございまして、その要旨の中に、(1)、が公約の成果と課題、それから(2)が、住みたい住み続けたい村の認識で、村長の見識を問う伺うというのが質問の要旨でございますので、これについてお答えいたします。(1)と(2)は、関連しておりますので、これにつきましてあわせてお答えをしたいと思います。お手元のタブレットに誰もが住みたい住み続けたい南阿蘇村の実現と書かれたチラシを載せ

ております。傍聴の席の方にも、チラシが置いてあると思いますけれども、私は就任当初から、三つのK、先ほど議員が言われました環境、活力、暮らしを政策の柱として、さまざまな事業を行っております。ここで、ちょっとちょっと文字数は多いんですけども、成果の一端をちょっとお話をさせていただきます。

就任直後、三つの庁舎、これが方向性が決まっておりました。それで、久木野庁舎は図書室、それから白水庁舎は解体、残る、長陽庁舎も解体の方向で準備を進めております。次に、三つ存在しました第三セクター、有限会社白水、それから久木野、それから訂正します。株式会社白水、株式会社久木野です。それから有限会社長陽、この三つを統合いたしました。そして、そば道場にあそ望の郷を移転しまして、あわせて、年次計画で駐車場拡張を行ってまいりました。本年4月に行われました。地元紙、地元紙によります。熊日ID会議会員総選挙、熊本推しランキングで、あそ望の郷が初代王者に選ばれたと新聞に掲載されましたことは大変喜ばしいことであり、これもひとえに、花の植栽など、あそ望の郷の職員の皆様が努力をされたおかげでありまして、その努力の甲斐がありまして、感謝を申し上げたいと思います。今後はトイレの改修などが課題が残っておりますので、議員各位の御理解を得ながら、年次計画で整備を進めてまいりたい、進めていきたいと考えております。

それから、農業政策におきましては農業みらい公社を設立をいたしまして、目的は担い手の育成と荒廃地対策でございます。地域おこし協力隊制度、地域おこし協力隊制度を活用した公社の制度、公社を設立したのは、全国でも稀で、熊本県では初めての取組であります。実績としましては、荒廃地対策としまして、令和5年、本年5月、令和6年5月、現在の農地管理仲介状況は、公社借受け、それから新規就農者への、新規就農者への分譲、また仲介積みを合わせまして、約15.1ヘクタールとなっております。担い手育成につきましては、新規就農プロジェクトとしまして地域おこし協力隊をこれまでに10名採用し、担い手育成を行っており、令和5年度末に隊員同士が結婚をして就農しております。令和6年度本年度には地域おこし協力隊新規就農プロジェクト、6名の就農を予定しております。それから草原の維持、これにつきましては、もう大変苦勞していることは御承知のとおりでございます。熊本地震の影響で約630ヘクタール、630ヘクタールが野焼きが中断しましたので、その後に、野焼き賠償責任を村で加入、また火入れ責任者を区長から村長へ、あるいは恒久防火帯の整備、また、保安林の一部解除が実現するなど約200ヘクタールで野焼きが再開しております。しかし本年春には、前川牧野46ヘクタールで野焼きが新たに中断したことは大変な衝撃でありまして、現在地元と調整を行っておりまして、来原の再開に向けて準備を進めているところであ

ります。村で行いましたこれまで起こってきました環境政策が評価をされまして、SDGs 未来都市に認定されたことは大きな前進と考えておりまして、これに連動させまして、企業版ふるさと納税、阿蘇の景観と地下水を守るプロジェクトを開始しております。2年間の寄附額は約6,000万円で、これを活用しまして、水田や草原による地下水保全策を支援してまいります。

先日発表されました人口戦略会議で、本村は自立可能可能性自治体と公表されました。これにつきましてもお手元のタブレットを御参照頂き対比また傍聴の席にもそのチラシが置いてあると思いますけれども、10年前に比べまして45.1ポイントが改善されております。これは定住に向けた子育て支援策、移住につながる子育て住宅整備、農業担い手支援などが構想したものと考えられます。南阿蘇村の評価としましては、景色がいいとか、あるいは、水がきれいということがありますが、これは10年前も存在していたことでありますので、改善の要素とは言えないと考えます。10年前と何が変わったかということを考えてみますと、SNSなどの発信環境が大きく変わったと思います。以前の発信情報発信のツールというのは、ホームページか、あるいは印刷物でしたけれども、近年はインスタグラムとかフェイスブックとか、個人が簡単に発信できる、できるようになっておりまして、南阿蘇村のいい情報をそれぞれの方々が発信されておりまして、これが高循環につながっているものと考えます。

村では、移住の手引きを移住の手引きを作成しまして、移住される前に、村の風習や慣例などを伝えております。これによりまして、トラブルが少なくなっており、スムーズに地元住民となじむことができるようになったと考えております。区長さんをはじめ、村民の方々が温かく接していただき、こうした村民の皆様の御協力のおかげで、この数値があらわれたものと数値になってあらわれたものと感謝しております。ただ、減少率という減少率におきましては県内で上位でありますものの、まだマイナスでありますので、今後は、人口減少に歯止めをかけながら、全国の良い事例を参考にするなどして、今後はプラスを目指して努力してまいりたいと考えております。

財政状況でございますけれども、近年の近年行っております財政再建、また第三セクターの統合、温泉の民営化、あるいは、村で所有しております施設の売却等によりまして、5億円程度の財政的余裕が生じております。もちろん、議員指摘のとおり、基金を積むことも重要でございますが、一方では、投資政策も実施していかなければなりません。さらに住みよい村の創造に向けまして、企業誘致や公園整備などを行ってまいりたいと考えております。村民の皆さんが住んでよかった、住み続けたいと思っただけのよう、三つのKを政策の柱としてしっかりと取り組む所存でございます。

次に、二つ目の質問の二つ目になりますけれども、村の財政状況についてお答えをいたします。財政状況を示す上で重要となりますのが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率の推移でございますが、令和元年度は熊本県でワーストワン10.5%、ということでございましたが、これを境に減少に転じておまして、令和4年度は94.9となっております。しかしながら、熊本県内ではまだ、下から4番目ということでございますので、高い、状況にあります。これから、引き続き、その収支比率を下げる方向で、取り組んでいかなければならないと考えております。また実質公債費比率につきましても、過去5年間を比較しても、5年前の平成30年度には7.0、7%でありましたけれども、令和4年度、令和4年度には11.5%と上昇しております。この比率は、資金繰りの程度を示す指標と言われておまして、数値が上昇するほど資金繰りが厳しいという状況を示しております。その公債残高につきましても、令和4年度末で210億8,900万円ありますが、今年度末は200億円を下回る予定であり、今後も、公債費残高を少しでも早く減らしていくことが求められます。決算の状況でいきますと、熊本地震後の平成29年度歳出決算額は172億2,400万円。これがピークでありまして、平成30年度から令和2年度までは、160億円台で推移をしております。また令和3年度からは130億円台となっているのが状況であります。大きく、総予算が大きくなっているという要素につきましても、新型コロナを及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、などが要素と考えられます。予算総額を減らすには、公債費率を減らすことが必要となります。今後は、借入額を抑えることと、できる限り繰上げ償還を行い、前倒しでの償還を行うことで公債費の削減を行ってまいります。

そしてさらなる行財政改革を進める必要がありまして、具体的には、歳入面では、村税、施設使用料をはじめとする自主財源の確保、また、村有施設の売却、民営化を推進するとともに、歳出面では義務的経費、義務的経費と言いますのは人件費、補助金、負担金、などをより一層の縮減等、費用対効果や緊急性必要性の検証を行った上で、大型建設事業、普通建設事業との縮減に、これにつきましてもスピード感を持って取り組む必要があると思います。財政の支出と住民サービスをどうバランスよく進めていくかということが非常に難しいことであり、避けては通れません。住民の住民サービスを極力下げぬ方向で、財政再建を行っていきたいと考えております。最後になりますが、予算、当初予算の状況、決算状況等につきましても、これまでどおり広報等に周知を図っていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 はい。どうも御説明ありがとうございました。村長、私がお聞

きしているのは、村長のお話を聞いてるとこのようにして、公約どおりに進んでいるんだというふうに聞こえてきましたけど、実質、私ども村民から見まして、そのように果たしてなってるんだらうかと。村長が見ておられるのは、例えの言葉を使いますと、木だけを見て、山を見てないんじゃないかと。いわゆる、村民のほうに目を動かしていないような、説明でございました。私、福祉のほうもそうなんです。今非常に苦しんでるのは、このような物価高になりました。大変な生活をされております。しかしながら温泉に行きたいと言ってもなかなか温泉にも行けない地域もございます。こうしたところにいち早く真水を入れていくとですね、先ほど、お店のスーパーの話がありましたように、非常に村民が困っていることはこのようにしていくんだという、そのお話をして頂きたかったわけでございます。

次に財政のほうでございますけども、今財政は村長、幾ら言ってもですね、減らないんです。村長幾らお話をされましたけども、現実的には減らないんですよ。その減らないのはどこにあるかって言いますとですね、全て横に、例えば実質公債比率を見ますと推移をしていると、11.5って言われました。本来であればですね、これは下がらないといけない。しかし下がらない。それは何かというと借金が減らないからです。そして財政は厳しい厳しいと言ってるんですね。だから、そういう、そういうのが何でそうになっているんだらうかっていう。この項を見ますと村民にはですね、その年だけしか知らせない。前年度と比較してくださいこのようになっておりますよっていう広報はつくらないんですよ。何でだらうかなと思います。前年度はこれだけあった今年はこんなになりましたよっていうのがないんですよ。ですから、借金のほうも、200を削りましたぐらいの話ができないと思うんです。本来ならもっと削らないといけない。しかしそれが何かというと予算的にですね、事業的には全て横のほうに行ってマイナスになってきてやっていないということではないでしょうか。この2点につきまして、再度お願いいたします。

○山室昭憲議長 村長。

○吉良清一村長 はい、2点というのがですね、1点目は、村民のほうをよく見てないかということですかね。それと2点目が、減らない、公債費負担比率が減らないと。公債費の残高がですね、残高が減らない借金がいわゆる減らないということ。まず私も日頃から言っておりますけども、村政の基本は村民との対話であるということはもう以前から申しております、なるべく村民の意見をなるべくというか極力村民の意見を聞きながら、1番困っていらっしゃることを行政がしなければならぬことはですね、日頃から丁寧に聞いてるつもりであります、なかなか住民全ての皆さんの意見を聞くということは難しいかもしれませんがそしてまた住民にもいろんな、御意見がありますの

で、全ての行政に対する要望を実現できるかということも難しいかと思いませんけれども、これからもなるべく、集落への座談会とか、あるいは、玄関横の出張村長室とか、そういうことで、村民の意見を極力聞く努力はこれからも、努めていきたいと考えておりますし、少しでも村政に反映できるよう努力をしていきたいと考えております。

それから、公債費、公債費、公債費の残高を減らすということにつきましてもですね、これ、今後、これも非常に重要な課題でありますので、減らしていかなければならないということはしっかり考えておりますので、実行してまいりたいと考えております。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 村長これお願いでございます。今言われました公債費とかまだ財政の比率ですね、これを議員全般の人はみんな分からないんじゃないかなと思います。この比率的なですね財政支出というのをですね、議員にですねお配り頂ければありがたいと思っております。よろしくお願いいいたします。議長次に入りたいと思います。

○山室昭憲議長 はい、橋本議員。

○12番橋本功 2項目は、村政運営の基礎となる個々の職員及び役場全体の力を向上させる人材育成についてお伺いいたします。1点目は、人材育成の重要性と課題についてでございます。人づくり重要性は、この状況で、迅速な対応、そして、中長期的に立った人材の育成、1人一人が力を発揮できる仕組みづくりを構築する必要があります。少子高齢化による自然減に加え、雇用は自己実現を求めて、南阿蘇から人口が流出して、人口流出減少による地域経済の縮小、雇用機会の減少、さらなる減少による負の循環の中で、南阿蘇村の将来の経済プランは、大きく損なわれてきております。時代の流れが大きく変化する。潮目に直面している現在、本村のような小規模な自治体こそ、先手を打って、変化の先を読み、的確な政策を創造する能力を高めなければなりません。まさに我々はこれからの再生のかがみ人材育成にあることをいま1度思い出すときにあるのではないかと考えております。さまざまな村民ニーズに対応しているためには、職員は多様な今、視点をや発想を生かしながら創生を推進していく必要があります。行政課題はむしろ増加する傾向にあり、職場の人材育成が重要となっておりますが、人材育成の重要性と課題についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

2点目は、研修等による資格を習得しても、それが生かされない人事もあると仄聞しましたが、人材登用をどのように考えておられるか伺います。近年、自治体の流れが大きく変化し、的確な政策をつくり出す能力を高めなければなりません。ゆとりや生活ゆとりや豊かさを実感する地域社会をつくるためには、

自治体の果たす役割はますます重要となっております。課題の発見や解決、政策提案能力が求められており、職員の本来持っている潜在的な能力を引き出せる環境を整える、生産性の高い仕事を確実にできる体制を構築することが大切だと考えます。隣の天津町では、TSMC企業進出で、人や車の流れが大きく変わろうとしております。人の流れをいかに我が村に向けるか、村長は企画観光課で対応すると話されており、夢のある施策を立ち上げられることを期待しています。それには、村長のリーダーシップはもちろん、職員のスキルアップも必要不可欠と思います。本村では、現在職員研修を実施していますが、その内容をお聞かせください。また、研修等による資格を主取得しても、それが生かされない人事もあると仄聞うわさなどで聞くこともありますが、人材登用をどのように考えておられるか、村長のお考えを伺います。以上で登壇の質問を終わります。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 質問事項の人材育成、育成についてお答えをいたします。まず質問の要旨の(1)、人材育成の重要性と課題についてどのように考えておられるかについてでございますが、本村では、少子高齢化の加速化、個人のライフプラン、価値観の多様化、大規模災害、感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展など社会情勢は急速に変化をしましておりまして、職員が直面します行政課題も、複雑且つ高度化しているというのが現状であります。このような中、さまざまな村民ニーズに迅速且つ的確に対応するためには、職員が多様な感性や価値観経験などをもち、管理職がそれぞれの能力を最大限に引き出せるよう、組織全体をマネジメントしていくことが必要となっております。そのために、職員一人一人の資質の向上を図るため、合併当初、南阿蘇村人材育成基本方針を策定をしまして、社会情勢及び、住民のニーズを読み取り、創造的な施策を立案し、地域課題の発見や効果的な解決策を見いだしていく能力を育成するために、職員研修や人事交流を実施してござりまして、今後も、基本、方針に沿いまして実施していくこととしております。

次に、要旨の(2)、人材登用をどのように考えているかについてにつきましては、村の資格者としましては、保健師、保育士、土木技術、学芸員、がござりますが、資格を有する、必要のある職場においては必ず配置することとしております。また、これらの職種は採用時に、専門職の枠で任用してしております。現在、熊本県市町村職員研修協議会が開催する初任者研修、及び中堅、管理職研修を受講させております。また、スキルアップ研修としまして、各課の関係業務に必要な専門的知識を習得するため、職員が率先して、研修を受講しております。また、一般事務の場合は、特別な採用要件を設けておりませんが、何らかの資格を有し、活用できる可能性があれば、幅広い行政部門での業

務経験を積ませることも重要であると考えております。あわせまして、女性活躍の推進、高年齢層の職員の活用、障害者の雇用促進といった多様な人材の活用など、組織全体の適正化を考慮して、総合的な観点から、職員の配置、登用を行っているところであります。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 はい。答弁ありがとうございました。この人材育成につきましては、もう、近年はですね、資格習得がですね非常に叫ばれております。1例を言いますと簿記の免許とか、あるいはITの免許とかOAの免許とかですね、こういう事務的処理がですね非常に求められているわけですね。ですから、うちの場合にはもう採用のときにも一般事務だからというですね、レッテルではなくて、やっぱ途中でですね職員がそういう資格を持つってですね、頑張っていきたいというですね、職員おればですね、それに通じてやっぱ、期待に沿えるような人事の配置っていうのが必要ではないかなと思います。その辺りどうでしょうか。

○山室昭憲議長 村長。

○吉良清一村長 先ほど答弁しましたとおり関係課業務、各課でですね、関係業務に必要な専門的知識を取得するため、職員が率先して研修を受講しております。職員も率先してですねそういう技術の取得あるいは知識の取得に努めておりますので、そうした努力をする、職員につきましては、登用するということですね、進めていかなければならないと考えております。答弁終わります。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 村長なかなかね、職員は率先ができないんです。上の指示、命令がありますのでですね、自らですね、やっていきますよっていうのはなかなか言えないところがあるわけですね。したがってそういう資格習得というのはですね、個人で、隠れみにしてからですねやってみるっていうのが実態のようです。こうしたことをですねやっぱ上司のほうは是非知っていただいでですね、そういう資格を持っている職員がですね、を押し上げていくというのが必要になってくるんじゃないかなと思います。うん。

それからですね。もう1点は、人事の問題ですね1点触れさせていただきました。職員の人事もですね、長年おられる職員も、その職場におられる方も、いますけども、こうしたですねそのアンバランスなところも起きているのは事実だと思いますけども、その辺りも村長やっぱ考慮すべきではないかなと思っております。それから研修の問題でございます。研修はですね今、聞くところによってですね大学とかですね、企業とかね、そういうところにも増えてきております。職員のと申しますね、自治体はその企業は今何をしているのか。あるい

はその大学のほうではどういうその業務を行ってるのかっていうですね。を知るためにもですねこれは必要だということも、その自治体も出ております。むろん、私も知り合いのその自治体に勤めている職員もからも聞きました。これはね有効な本当にね、勉強になりますよということも聞きました。その辺りを聞いて私の質問を終わります。

○山室昭憲議長 いいですか。村長。

○吉良清一村長 はい。ただいまの2点質問があったと思いますが、人事についてですね、長年、長い人がおれば短期間で変わる人もいるけれどもどう考えるかということですがけれども、それぞれの課で事情がいろいろありましてですね、やはり、異動ができないという場合もありますし、どうしても人が欲しい人が必要な人が欲しいので、すぐに異動しなければならないということもありますので、そこ辺は偏るといえることがあるかもしれませんが、適正にですね、適切に適正に適切に、進めていきたいと考えております。これまで長く10年も異動がないという例もございましたけれどもそれだけではですね、避けたいと。基本的には3、4年で、変えていくということを基本にしまして、特例事情があれば、5、6年もやむを得ないと、あるいは、今言った言いましてように短期間で変わるということも時によってはあるということは御理解を頂きたいと思っております。

それから研修でございますが先ほど積極的に研修も行っておるといえることですが、であります、企業とか、あるいは大学とか、多様化、複雑化しておりますので、そうしたこれまでと違った、企業大学等にもですね、研修もこれから、考えていきたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 以上で橋本功議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 1番、辰巳和美議員の質問を許可します。辰巳議員。

○1番辰巳和美 1番辰巳です。議長の許可を得ましたので、一般質問します。

子育て支援の拡充について3項目質問いたします。1項目3保育園の制服、体操服の統一について、今回、園児の保護者からの声を代弁いたします。家庭の環境で、いずれかの保育園に通わせたいが、園児服、体操服、帽子を買い換えなければならない。また、毎年買う組ごとの帽子も年度別生まれ年で色を区別し、変え直さない工夫はできないでしょうか。統一されておれば、選択の幅が広がり、広がるとも言われました。また、それができてもできなくても、各園や3保育園合同でのお譲り会を開いてほしいとも聞き及んでおります。成長が早い子どもたちの衣類や玩具など、家庭で不要なものがほかの家庭では必要とするとも思うこともあり、SDGsや3Rの面からも多様性が求められると考えます。3保育園の制服、体操服の統一についてどう考えるか、お聞きし

ます。

2項目目現在の保育者への連絡手段の見直し、もしくは新しい手段を考えておられるのかをお聞きします。今の子育て世代の保護者にはメールアカウントを持たない方もいるようです。メールをLINEに変えまたグループLINEでの連絡にしてはという意見をお聞きしました。ペーパーレスにもなり、面倒ではないということでした。しかしながら、LINEでは個人情報の漏えい等も考えられ適切ではないと考えます。今後の連絡手段をどうお考えかお聞きします。

3項目目、保育園、小学校の給食費の無償化についてお聞きします。給食は戦前から経済的な事情で満足に食べられない子どもも学校に通いやすくするために広がっていきました。貧富の差を問わず、子どもが給食を食べられるよう法制化され、学校給食法が制定されました。子どもは、災害や不況などの社会情勢のしわ寄せを受けやすい存在です。学校給食が栄養を確保し、セーフティネットとして機能してきた役割は大きいと考えます。完全給食を食べられる子どもの割合は、公立小学校で99.8%、公立中学校で95%、5.3%です。近年給食費を無償化する自治体が広がっています。熊本県では七つの町、六つの村、一つの市が無償化しており、先日のニュースでは新たにTSMCの税収が見込まれることより、菊陽町も宣言されました。給食費の無償化は、子育て家庭の負担軽減だけではなく、未納問題の解決など多くの利点があると考えます。経済的に大変なひとり親など、給食が貴重な栄養元になるのではないのでしょうか。子どもの貧困対策からも給食費、給食の無償化は重要です。昨年12月に政府が子ども未来戦略に無償化の実現に向け、実態調査を行うと示されています。給食は生活習慣病をはじめ、健康な食生活を考える食育の絶好の機会になります。また、給食が食育の食育の生きた教材です。地産地消を進め、地域の農業について考えるきっかけになるのではないのでしょうか。閉塞感や物価高騰が漂う今こそ、子どもの食を支える給食から未来を見いだせるよう、無償化の実現を提案いたします。

○山室昭憲議長 時間がですね、迫っておりますので、答弁につきましては、午後1時から再開をいたします。よろしく願いいたします。暫時休憩でございます。

-----○-----

11時46分 休憩

13時00分 再開

-----○-----

○山室昭憲議長 再開します。吉良村長。

○吉良清一村長 それでは、子育て支援の拡充という、質問の前にですね、午前

中の橋本議員の質問の中で、財政状況の質問がありましたが、そこで、令和元年度の経常収支比率の数字をです、このペーパーには100.5と書かれておりますけれども私が間違えまして、10.5と発言をしております。自分では100.5と申したつもりですけれども、10.5と言いまして、言いましたことは100.5の間違いでございますので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

それでは、質問事項の要旨の①でございますが、保育園の制服、体操服の統一についてでございますが、現在、制服、体操服は三つの保育園でそれぞれそろえてありまして、制服の価格は3,000円の後半から5,000円。それから体操服は上下セットで3,000円から4,000円となっております。制服は主に、朝夕の通園時や行事等で使用しており、幼いながらも、保育園の一員としての誇りと自覚を持つため、また、園児であることを視覚的に、把握しやすくする目的で着用しております。現行の制服は3保育園で、それぞれの色やデザインとなっております、長年にわたり、卒園児や地域の方々から親しまれていることから、今後もそれぞれの制服を使用していく予定です。村としましては、卒園や成長により成長により、使わなくなった制服や子ども服等を募集をし、必要な家庭をお渡しするなど、議員の提案がありましたように、おさがり譲渡会を保護者会の御協力を得ながら、開催したいと考えております。

次に質問の要旨②、現在の保護者への連絡手段の見直し、もしくは新しい手段を考えておられるかについてでございますが、現在保育園では、保護者への連絡手段は、担任からのお便り帳やプリントでの配布物、また、一斉メールとなっております。急な発熱等により欠席の場合、保育園に保護者が電話をかけなければならず、保育、保護者の皆様には、電話をする際のお時間を取らせており、改善の必要性を検討したところでありました。そこで、今年度の当初予算に保育業務支援システム導入の事業費を議会から御承認を頂きましたので、本年秋頃をめどに運用を始める手続を進めているところでございます。このシステムは、保育園に設置した職員用パソコンと保護者のスマートフォンを活用し、園児の登園管理や欠席連絡、お便り帳や緊急連絡などを行うことができるものです。また、職員が手書きをしております。配布物などは、データとして管理がすることができますので、事務の効率化を図ることができるものと考えております。

次に、小中学校では、現在の保護者への連絡手段としましては、4校全てがメールアプリ機能を活用した、学校と保護者間の連絡システムである、ありますところの学校安心メールを使用しております。主な用途としましては、授業参観や美化作業など、学校からの連絡また、休校や遅延登校など、緊急連絡についての利用となっております。なお、緊急連絡につきましては防災無線によ

り、保護者への周知もあわせて行っております。今後も、学校安心メールを利用継続していきたいと考えております。村としましては、保育園では、保育業務支援システムを導入することで、子どもと向き合う時間を増やし、また、小学校の小中学校においても、学校安心メールを活用することで子どもたちの安全性をの向上を図っているところで考えております。

次に質問の要旨③でございます。保育園、小・中学校の給食費の無償化についてでございますけれども、私からは、保育園について、答弁を申し上げます。保育園では、副食費として3歳以上の園児1人当たり毎月、4,500円となっており、昨年度は544万円余りを保護者から納入していただいております。村が納入業者へ支払っております副食費の額は総額で2,677万円余りです。ですからおよそ2割を保護者に負担していただいているところであります。保育園のおかずやおやつ代である副食の材料にかかる費用については、自宅で、これについて使用につきましては、自宅で子育てを行う場合でも同様に生じる費用であるため、保育園を利用する保護者も、あるいは自宅で自ら子育てを行う保護者も、同様にその費用を負担していただくことが適切であると考えております。本村では、地方自治法で言う、受益者負担の考え方を基本としまして、保護者の皆様に一定の御負担をお願いしたいと考えております。ただ、議員からの提案もありました、指摘もありましたように物価高騰などで保護者の負担が重くなっているというのは十分承知しております。保護者の負担の軽減につきましても、いろいろと考慮しなければならないと考えておりますけれども、この保育園の副食費、または給食費につきましては、財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

このあと中学校の給食費の無償化につきましては教育長から答弁を行います。以上で私からの答弁を終わります。

○山室昭憲議長 今村教育長。

○今村了介教育長 それでは、小・中学校の給食費の無償化については、私のほうからお答えさせていただきます。学校給食は、子どもたちの成長や健康維持にとって不可欠であり、それを支える環境整備は社会全体の取り組むべき課題であると言えます。村では、いち早くその課題解消に取り組むべき保護者の経済的負担軽減と子育て支援を目的に、平成27年度から給食費の半額助成を実施しております。中でも、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、家計を圧迫したことも理由に、その年に限って、地方創生臨時交付金を活用し、全額助成を行った経緯もございます。

さて、国においては、子ども未来戦略会議の中で、全ての子ども、子育て世帯を切れ目なく支援することなどを掲げ、総合的な制度体系を構築することを目指しており、学校給食無償化の実現については、実態調査等を行い、子ども

未来戦略方針の決定から1年以内にその結果を公表することとしており、その上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討することとしております。なお、学校給食を11条における学校給食に関する経費負担の規定は、施設整備に要する経費や人件費、光熱費については、学校設置者が負担、食材費は保護者が負担するとされております。これまで保護者負担分の半額を補助してきたところですが、今まさに国においても議論がされておりますし、国の責任において、完全無償化を速やかに保障すべきであるとの思いが強いのも確かであります。また、今年度も物価高騰のあおりを受けている中で、給食費については据置きをして対応することといたしました。給食費に合わせて食材等価格を設定すると、栄養のカロリー摂取基準を満たさないことも懸念されます。できる限り栄養バランスのよい食事を提供し、子どもたちの成長や発達を支えていきたいと考えております。

平成27年度から9年間、総額1億7,000万の財政支出をさせていただきましたが、これまで継続して、子育て世代への経済的支援が続けられてきたことは、議会の皆様方の子育て支援に対する御理解があつてのことと感謝申し上げます。全額無償化については、保護者の家計や心理的負担の軽減という点では重要な政策であると考えますが、全額無償化となると、給食費の財源は全て単独の一般財源からの支出であり、これを全て単独で補うことは、厳しいものであり、先ほども申し上げましたが、国の財政支援が必要であると考えます。村長も先ほど申し上げましたが、受益者負担の原則の考え方は基本としていますが、物価高等厳しい御時世であります。今後、国においても、具体的方策の検討がなされると思います。動向を注視してまいります。具体的な方策が出された内容をしっかりとまた検討させていただきたいと思っております。当分の間は半額助成を継続させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いしまして、答弁いたします。以上、答弁を終わります。

○山室昭憲議長 辰巳議員。

○1番辰巳和美 答弁ありがとうございました。まず1項目目に関しまして、現行のままということで理解しましたが、まだ検討の余地はあると考えています。村内の園児も年々減少傾向です。先日は国の出生率が過去最低を記録更新しました。大切な未来の後継者を育てる保護者の意見に目や耳を傾け、時には意見交換会を開くのもよいのではないのでしょうか。おさがり譲渡会は仮のネーミングですが、そのような会の開催の実現を期待します。また、まだまだ子育てに奮闘する保護者の言葉を随時伝えてまいります。

2項目目です。小・中学校の安心メールは、実際、私も子育て中に利用しましたので、理解しております。継続されることで問題ないと考えます。保育所に関しましては、保育業務システムの導入ということですが、これは余談です

が村内のイベントに関する南阿蘇ポケットというアプリが何千万もかけ開発されており、周知徹底がされておられないのか機能してないように見受けられます。保育業務システム導入が、無駄足ならず、大いに活用していただき、スムーズに連絡がとれ、保護者の利便性が高まることを期待しております。

項目3番目です。給食費の値上げなどをせず努力されていると存じます。平成29年12月15日より、カードを持っていけば病院を受診できる本当に困っている子育て世代や世代への強い励みとなる体制をとり7年目を迎えております。4人の子どもを持つ、私自身も本当に助けられました。今まさに国が取り組もうとしていることを7年も前から実現できている素晴らしい施策の一つです。一般財源の大きな支出負担になるのであれば、なりわいの大多数は農業の村です。稚拙な説明ですが、例えば未来公社等でお米や野菜の寄附を募るなど、何らかのシステムを構築し、お金のかからない工夫はできないのでしょうか。改めて、村の農業で食育のチャンスと考えます。自立持続可能な村に生き残った今、本村に興味を示し、移住定住を考える子育て世代の取り込みや人口流出の食い止めができるよう、国の子ども未来戦略に期待しつつも、2分の1負担以上の支援策を切望するとともに、村の園児、児童生徒がおなかいっぱい食べれるシステムができることを切望し、答弁を終わります。

○山室昭憲議長 以上で、1番、辰巳和美議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 11番、笠野眞喜議員の質問を許可します。

○11番笠野眞喜 お疲れさまです。最後ですので、皆さん頑張ってください。

11番、笠野眞喜です。議長のお許しがありましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。九州南部は梅雨入りもしましたが、九州北部もそろそろ梅雨入りになるかと思えます。災害に遭った村としては、何とか無災害で梅雨開けを望むところです。立野ダムも完成し、下流住民の方々も災害かかる守る体制はできましたが、ダムの運用がなされない梅雨であってほしいと思っている今日この頃です。

では質問に入らせていただきます。今回の質問は、国際交流について質問します。村中を車で通過していたら、ベトナムの方と思われる数人の方が、ダーカウと思われる、羽を蹴る面白い遊びをしておられました。また、夕暮れ時には、気持ちが落ち着くような笛の音が聞こえてきました。日本との笛とは違うなど感じたことでした。地震からの復興も一段落し、村民の方々も少しは余裕ができたところと感じているところです。村内には数か国の外国籍の方がたくさんおられると聞いております。各国の方々や村民で、コミュニケーションを取り、国際交流し、村民の方々の国際交流の意識高揚になると思い、今回の質問といたします。

①アイデア I Tカレッジとの文化食文化子どもたちとの遊びの交流の質問です。アイデア I Tカレッジには確か7か国の方が勉強されておられると思います。また学生の4割の人が外国籍の学生さんと聞いております。宗教も違う外国籍の学生さんたちが、仲よく、勉学に頑張っておられる国際豊かな学校で、日本語も話せる学生さんたちです。このように、異国文化を持った学生さんから、保育園、小学校で中学校もありますけども、外国語のほか、外国の童話童謡、ゲーム、手遊びなど、移民化について交流をして、将来の南阿蘇の国際人育成の礎になるのではないかと考えております。どうか、こういう機会をつくってほしいと願っているところです。担当部署の方よろしくお願ひしときます。

食文化の交流ですが、子どもたち、保護者が集い、まずは各国のお菓子づくり、家庭料理のつくり方を学び、できたものを食べながらおしゃべり交流を深め、将来は村に住んで頂き、国際食堂を運営してもらおう。また交流を続けていたら、子どもたちが外国語を尋ねる機会となるかもしれません。また I Tカレッジの井手理事長は、元ペンションボーイで朝食会をやっておられます。お話をすれば、村民と外国籍の方と朝食会もできるんじゃないでしょうか。また、外国の朝食とかもできると思っております。外国を知る施設ですし、また井手理事長は社会交流のできるすばらしい人柄ですので、アイデア I Tカレッジの村民の交流ができる交流の場となったらいいと思っております。

②台湾、シンガポールとの文化農産物についての質問です。台湾については、村長が前向きに検討されておりますので、今後の台湾交流について説明をお願いいたします。シンガポールとの交流についてですが、現在、長陽パークゴルフ場をシンガポール関係の株式会社 S O L V で指定管理のもと経営されております。指定管理を受けておられる間、パークゴルフ場はもちろんですが、いろんな国際交流に調査をされ、南阿蘇とシンガポールとのつながりをつくっていかうとおっしゃっております。またいろんなイベントなども計画されていると聞いております。社長の坂さんは、村の農産物関係の輸出は、いつでも対応するから話に来てくださいと言っております。また J A や農産物出荷組合と協議して、取り組んで頂きたいと思っております。

また昨年、文教厚生常任委員会で新上五島町に研修に行ったときに、シンガポールに上五島町は15人ほど留学させると聞き、本村ではどうにかならないものかと思っていたところ、坂さんが留学のことならいつでも協力すると言われております。またこの夏、7月26日から28日の間、新上五島町に子ども会の交流でいきますが、そのとき副村長と教育長にも同行されますので、新上五島町の教育委員会の方々とシンガポール留学の調査研修をしていただき、本村でも前向きに検討してもらいたいと考えております。

③村在住の方々と食文化、外国語交流の質問です。村にも外国籍の方がた

くさんおられそれぞれに外国、外国語交流などがされておると聞いております。学校や老人会の通いの場にも積極的に参加していただき、異文化の話やお互いに家庭料理をつくり話し合う機会をつくっていただきたいと思います。先月、図書委員会がありました。外国籍の方が来られるようになったと聞きました。豊の間でお茶など、日本文化を知っていただく場づくりをされると聞きました。少しずつでも、異文化コミュニケーションができれば住みやすい村の環境づくりなどになるのではないのでしょうか。今後図書室でも、異文化交流を進め、外国籍の方がより一層来館される図書室づくりをしたいと言っておられました。皆さんの応援を皆さんも応援をしてください。これで質問を終わります。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 国際交流についてお答えをいたします。まず質問の要旨①、アイデア I T カレッジ阿蘇との文化、食文化、子どもたちとの遊び場の交流についてですが、アイデア I T カレッジ阿蘇は、熊本地震の後に、地域のにぎわいを取り戻し、活性化につながることを目的として設立をされております。開校後は、村内の小・中学校でもプログラミング教室やドローン教室など、学びの機会を設けて設けていただいております。また、事業者向けや次世代人材育成に向けた SNS 活用セミナーの実施や I T プログラミング講座など開催されておまして、地域住民の I C T 能力の向上のため、さまざまな取組を行っていただいているところであります。文化祭では、地域住民との交流を図り、積極的に多文化共生に取り組んでおられます。今後は、子どもたちとの遊びや食文化等の交流を進めていきたいと考えております。

次に、質問の要旨②でございます。台湾、シンガポールとの文化農産物交流についてですが、生鮮食料品や農産物の輸出は、台湾の規制が厳しく、さまざまな段階を踏む必要があり、ハードルが高いと高い状況です。台湾から日本へは、例えばパイナップルとか、マンゴーとか、こういうのは台湾から日本には輸出はできますけれども、現在日本から台湾へは、規制がハードルが高いような状況です。しかしながら、今後は、関係機関と協議を行いながら、農産物の交流、これを進めていかなければならないと考えております。また熊本県が台湾の台湾の市内で、熊本フェアを開催されておりますが、今後は、イベント等の開催計画がありましたときには、外国販売に興味がある村内の事業者等にも、情報を共有いたしまして、参加していただければというふうに考えております。

それと、東港鎮についてでございますが、今年度 10 月頃準備が整いましたならば、本村から再度、台訪、訪問いたしまして、具体的に文化や農産物交流について協議を進めていく予定としております。具体的に交流を進めていく上

には関係課、商工会、あるいは観光局などの協力を得ながら、御提案もありましたシンガポールにつきましても、台湾、台湾と同じような交流ができないか、これから進めて検討して、極力交流を進めていきたいと考えているところであります。

最後に要旨質問の要旨の③でございます。村に在住しておられる外国の方々との食文化外国語交流についてですが、昨年10月には、多文化共生事業で採用されている協力隊が、多文化共生のブースをあそ望の郷のベランダであります。ブースを設けて、外国のお菓子や飲み物などを展示しまして、約100名がブースに立ち寄り、外国のお菓子などに興味関心を持たれておりました。また、月1回、日本語サークルを開催しまして、村内在住の外国人を対象に、村内在住ボランティアの日本語教室サポーターと日本語での交流を行っておられます。今後は、LOOPみなみあそ図書室の事業として、村内在住の外国人の方や気軽に、村内在住の外国人の方々が気軽に村民と交流し、互いの文化への理解を深め、共生社会を目指す交流イベントなどを計画しております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 11番笠野委員。

○11番笠野眞喜 はい、回答ありがとうございました。せっかくアイデアITカレッジあります。で、コンピューター関係のパソコン関係のことはいろいろこう、されていると思いますが、学生さんとですね、子どもたち、との交流して、今外国の方が何人、外国籍の方が、国の方がどのくらいおられるか分かりませんが、井手さんところには確か7か国はおられると思います。そういうところの例えば言葉ですね、ベトナムのおはようとか、お疲れさんとか、日本語が全部できる人、学生さんたちですので、そういうことをですね、小学校とか中学生に教えて、もし会ったとき、ぱっとう話されるような、簡単なですね、そういう国際的な場づくりとかそういうのができるようなことをやってほしいなと思っております。

また農産物は、野菜関係は無理だろうという今お話ですけども、一生懸命つくったワインもあります。焼酎も酒もあります。そういうものからでもですね、向こうに送って、また、お土産品などとしてできるならどうかと思っております。それにしてもまた米農家とかですね、がだんだんこう、国際交流に交わっているんだなということが分かってくるんじゃないかな。ちょっとう、復興からですね、余裕もできてますので、この前、図書委員会のときもですね、外国の方が来て本当にこう、いろいろ話を聞くと地震のときは本当にこう住みづらかったって今ちょっと環境が変わって、住みやすいちょっと村になっているようです。今、お父さんとか一生懸命、やっておられますので、そういう場づくりもですね、村として一生懸命応援していただき、国際交流ができる、本当

の村づくりをやってほしいなという考えております。今後もですねもう、私たちも任期もあと2回のあれしかありませんけども、そういうところで国際交流ができる場づくりも、議員たちが頑張ってるなということも村民に分かってほしいなと考えておりますので、その辺りのこともよろしく願いしときます。終わります。

○山室昭憲議長 以上で、11番、笠野眞喜議員の質問を終わります。

以上で、本定例会に付議されました本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。

-----○-----

13時18分 散会

第 2 号

6月14日(金)

令和6年第2回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和6年6月14日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 令和5年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について “一括議題” |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 令和5年度南阿蘇村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | “専決処分事項の報告について(工事請負契約の変更)” |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 | “専決処分事項の承認を求めることについて(税条例の一部改正)” |
| 日程第 5 | 承認第 2 号 | “専決処分事項の承認を求めることについて(国民健康保険税条例の一部改正)” |
| 日程第 6 | 承認第 3 号 | “専決処分事項の承認について(令和5年度一般会計補正予算(第10号)の報告)” |
| 日程第 7 | 承認第 4 号 | “専決処分事項の承認について(令和5年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の報告)” “一括審議” |
| 日程第 8 | 承認第 5 号 | “専決処分事項の承認について(令和5年度介護保険特別会計補正予算(第3号)の報告)” |
| 日程第 9 | 議案第 40 号 | 南阿蘇村簡易水道基金条例等を廃止する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 41 号 | 南阿蘇村公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 42 号 | 南阿蘇村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 43 号 | 南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 44 号 | 南阿蘇村立学校教職員住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 45 号 | 南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 46 号 | 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 16 | 議案第 47 号 | 令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 17 | 議案第 48 号 | “財産の無償貸付について(久石体育館)” |
| 日程第 18 | 発議第 6 号 | 南阿蘇村議会会議規則の一部改正について |

日程第 19 発議第 7 号 南阿蘇村議会委員会条例の一部改正について
日程第 20 閉会中の継続調査について
閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	辰 巳 和 美	8 番	丸 野 健一郎
2 番	岡 智 則	9 番	桐 原 純 男
3 番	坂 田 正 也	10 番	工 藤 保 雄
4 番	河 内 克 也	11 番	笠 野 眞 喜
5 番	市 原 恵 一	12 番	橋 本 功
6 番	今 村 輝 宏	13 番	後 藤 征 昭
7 番	今 村 竜 喜	14 番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
企画観光課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	古 澤 太 介
建 設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	下 田 朱 美
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	今 村 洋 一
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
水・環境課長	今 村 隆 博
定住促進課長	梅 田 雄 治
子育て支援課長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐 原 恵
議会事務局主幹	長 野 純 也

開会 午前10時00分



○山室昭憲議長 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。一同その場に起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねますが、発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って御発言をお願いいたします。携帯電話については、十分御配慮をお願いいたします。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これより、各議案について順に質疑、討論、採決をお願いしますが、質問されたい方は議席番号、氏名を名のって質問をしていただきたいと思っております。関連質問、重複質問につきましては、簡潔をお願いいたします。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第1 報告第1号令和5年度南阿蘇村一般会計繰越し明許費、繰越し計算書の報告について

日程第2 報告第2号令和5年度南阿蘇村一般会計事故繰越し、繰越し計算書の報告について

○山室昭憲議長 日程第1、報告第1号、令和5年度南阿蘇村一般会計繰越し明許費、繰越し計算書の報告について、及び日程第2、報告第2号、令和5年度南阿蘇村一般会計事故繰越し、繰越し計算書の報告についての2議案を一括議題といたします。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで、報告第1号及び報告第2号について、終了いたします。



日程第3 報告第3号専決処分事項の報告について

○山室昭憲議長 日程第3、報告第3号、専決処分事項の報告について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで、報告第3号について終わります。



日程第4 承認第1号専決処分事項の承認を求めることについて

○山室昭憲議長 日程第4、承認第1号専決処分事項の承認を求めることにつ

いて、税条例の一部改正議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで、討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 承認第2号専決処分事項の承認を求めることについて、国民健康保険税条例の一部改正

○山室昭憲議長 日程第5、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、国民健康保険税条例の一部改正を議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 承認第3号専決処分事項の承認を求めることについて、令和5年度一般会計補正予算第10号の報告

○山室昭憲議長 日程第6、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和5年度一般会計補正予算第10号の報告を議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第7 承認第4号専決処分事項の承認について令和5年度国民健康保険特別会計補正予算第3号の報告

日程第8 承認第5号専決処分事項の承認について令和5年度介護保険特別会計補正予算第3号の報告

○山室昭憲議長 日程第7、承認第4号、専決処分事項の承認について令和5年度国民健康保険特別会計補正予算第3号の報告及び日程第8、承認第5号、専決処分事項の承認について令和5年度介護保険特別会計補正予算第3号の報告の2議案を一括議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで討論を終わります。お諮りします。承認第4号及び承認第5号の2議案は、これを一括採決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがいまして、この2議案は、これを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第9 議案第40号南阿蘇村簡易水道基金条例等を廃止する条例の制定について

○山室昭憲議長 日程第9、議案第40号南阿蘇村簡易水道基金条例等を廃止する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第41号、南阿蘇村公営企業の剰余金の処分等に関する
条例の制定について

- 山室昭憲議長 日程第10、議案第41号、南阿蘇村公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

- 山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第42号南阿蘇村行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する条例の一部について

- 山室昭憲議長 日程第11、議案第42号、南阿蘇村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

- 山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第43号南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条
例の一部改正について

- 山室昭憲議長 日程第12、議案第43号南阿蘇村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。
討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これですべての討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は、原案どおり可決されました。

-----○-----

**日程第 1 3 議案第 4 4 号南阿蘇村立学校教職員住宅管理条例の一部改正
について**

○山室昭憲議長 日程第 1 3、議案第 4 4 号、南阿蘇村立学校教職員住宅管理条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これですべての討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 4 議案 4 5 号南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第 1 4、議案 4 5 号、南阿蘇村上水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これですべての討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第15議案第46号令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号について

- 山室昭憲議長 日程第15、議案第46号、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、今村竜喜議員。
- 7番今村竜喜 7番今村竜喜です議案第46号、一般会計補正予算についてですね、昨日、合同常任委員会が実施されたところでありまして、その中で若干私も進行しておりましたものですから、聞きそびれた部分があったかと思っておりますので、改めて質問させていただきます。議案書ページでいきますと21ページ、7款1項商工費の3目観光費であります。18で負担金補助及び交付金というようなことで、白水温泉瑠璃等の売却に係る移行交付金ということで1,083万6,000円と数字が上がっておりますので、中身についてですね、説明を頂ければと思います。
- 山室昭憲議長 企画観光課長、野口課長よろしくお願ひします。
- 野口幸広企画観光課長 企画観光課の野口です。今村竜喜議員の質問にお答えします。令和6年1月30日の臨時議会において、阿蘇白水温泉瑠璃の売却、及び物産館自然案、水加工場、長陽パークゴルフ場の指定管理者変更の決議を頂きました。その後、2月3月において移行作業を行いました。いろいろな問題が生じてまいりました。大きくは棚卸資産ですが、水加工場になります。4月から指定管理者変更に伴い、次の業者が利用できる資材、また利用できない資材が発生しました。水加工場の指定管理者であるあそ望の郷南阿蘇が令和10年度までの指定管理協定に基づき、二、三年分の残り二、三千円分の在庫を大量に購入しておりました。在庫は令和5年9月より前の購入分である今回指定管理者の変更手続きが大きく影響しております。現在の指定管理業者では利用できない在庫となっておりますので、それもそういった分の処分費などが含まれております。続きまして減価償却資産として主なものとしましては、物産館自然庵の精米小屋、店内改装など、第三セクターが合併する前の白水株式会社白水時代に整備したもので、その後あそ望の郷南阿蘇が引継ぎしております。今回あそ望の郷南阿蘇から指定管理者が変更したことにより、発生した金額になっております。以上です。
- 山室昭憲議長 今村議員。
- 7番今村竜喜 説明を頂きましたけどもやはり臨時会をもってですね指定管理の変更というなことで、それぞれ売却をしていったといいますか経緯がありますけども、結果的にこのような形で経費が発生してくるとなれば、その売却代金をそれだけ引き込むというようなことになりますので、やはりそれぞれ査定、もしくはそれ、売却、もしくは指定管理の変更、そういったときに動

くようなときはですねやはり事前にこの金額は積み上げて、その売却価格に上乘せとは言いませんけども、それ相当額は計算しておくべきじゃないかなというふうに思いましたので、中身についてはよく今、分かりましたので今後ですね、そういったことがないようにまた、あるとしても、その分は、価格として反映ができるようお願いしたいと思います。以上です。

- 山室昭憲議長 ほかに質疑ありませんか。13番、後藤議員。
- 13番後藤征昭 13番後藤です。ふるさと寄附金について、質問します。減額でですね1億円になっております。これを説明頂きたいと思います。よろしくをお願いします
- 山室昭憲議長 企画観光課野口課長。
- 野口企画観光課長 個人版ふるさと納税ですかね。これにつきましては後藤議員の質問にお答えします。これにつきましては昨年10月に制度改正がっております。さまざまな問題が生じておりますが、経費分を以前は含めまして6割ぐらい返礼品をですね、返礼品も含めて6割で計算しておりましたが、制度改正により経費を含めて、5割以内で、処理をするようにということになりましたのでその分が減額となっております。
- 山室昭憲議長 後藤議員。
- 13番後藤征昭 村にとってはですね大変大きな財源だと思います。法改正分かりますけれど、それを踏まえて、今年度どういった取組で、もう雇用額、どのくらいの金額を考えておられますか。
- 山室昭憲議長 野口課長。
- 野口幸広企画観光課長 返礼品もですねいろいろ新たなものを加えております。トマトとかミニトマト、大玉のトマト、ミニトマト、そういったやつも返礼品に加えたりはしております。また納税額もですね、若干高めにして、したりとか、返礼品の量は若干減らしたりとか、そういったことも一応やって、サイトとですね、一応話しながら協議しながら、今後また、進めたいと思っております。またふるさと納税額もですね、昨年度よりか若干また、減額で5億行けばいいかなというところで、今回は計上させていただいております。
- 山室昭憲議長 後藤議員。
- 13番後藤征昭 もうちょっとですね、元気出して、5億とか4で10億でも20億でも持ってくるぐらいの意気込みで、課長がはまってくれんとですね、そりゃあお金は集まってこないと思います。自分たちで自由に使えるお金として、子育て支援だとか、辰巳議員が質問しましたように、学校給食費の手当とかですね、そこから生まれる財源で、いろんなことが政策でできるはずです。そこがしっかり頑張ってくれんと政策にはなかなか反映もできないと思います。村長挙げてですね、是非こういったところに力を入れて、政策を現実に戻

こしていく、もとになりますので、よろしくお願いをします。終わります。

○山室昭憲議長 ほかにございませんか。ありませんね。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第47号令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第1号について

○山室昭憲議長 日程第16、議案第47号、令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第48号財産の無償貸付について、久石体育館について

○山室昭憲議長 日程第17、議案第48号、財産の無償貸付について、久石体育館を議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。4番河内議員。

○4番河内克也 4番、河内です。議案48号については、昨日、笠野議員から使用用途についてはお話を頂きました質問頂きました。しかし、疑問点がありますので質問をいたします。私前から民生委員の応援で、同じ敷地内の村営住宅には定期的に訪れておりました。高齢者のひとり暮らしがおられたんで、ずっと行っておりました。昨日、改めて現地を見てきました。体育館の横は草が茂り雑草の中には農機具、農業資材、金属片と置かれています。荒れています。いろいろ埋もれています。その横には、村営住宅があります。体育館の入り口には、段差ですが、ツタのようなものが繁茂しております。関係するまず各課長、管財の総務課長、村営住宅の定住促進課長、公社関係の農政課長になりますが、今の状況を現地にて把握されているのか、現場を確認されているのか、お聞きいたします。次に、体育館の敷地内で議案の有効活用ということで関係

してきますのでお聞きしますが、総務課には体育館前の農業用ガラスハウスの今の使用者、管理者についてどうなっているのかお聞きします。定住促進課には今定例会の当初、村のホームページに上程予定議案ということで、この村営住宅の無償貸付というのもありましたが、途中で消えております。村営住宅無償貸付の議案もありましたが消えましたが、入居者が病気で退去された後の状況をお聞きします。以上です。

○山室昭憲議長 総務課長。

○藤本哲章総務課長 御質問にお答えいたします。起案書はですね、見ましたけれども、現地のほうには、私のほうは行っておりません。はい。今後また確認をしたいと思います。目の前にあるやつですよ。あれは、前私が産業、農政課にいた頃ちらっと聞いたのは、あそ望の郷のほうでちょっと管理をされてるって話は聞いたことがあるんですけど、そこもちょっと踏まえて、確認をさせていただけないでしょうか。

○山室昭憲議長 住宅については、議案外の件でございますので、後で、議会終わってから回答させますので、よろしくお願ひします。はい、河内議員。

○4番河内克也 はい、4番河内です。今いろいろお答え頂いた部分ありますが、旧久石小学校の校舎の跡です。久石体育館というのも我々が小学校5年6年ぐらいのときにできた体育館です。先輩の工藤議員もおられますが、我々卒業生にとっては思い出のある、思い出の詰まった土地です。体育館です。西側に関係ないというあれもありましたが、記念碑がありますが、それもツタ、葛、雑草で全く現計は確認できないような状況です。多くの村用地村有財産を適正に管理されていることを知っておりますがここだけ何か忘れられているような気がいたします。この議案の有効活用での大いに結構ですが、適正な管理をお願いしたいと思います。体育館横の不要なものは処分したりすれば、体育館の校舎の有効活用もまだスムーズにできるのではないかと思います。以上です。

○山室昭憲議長 執行部何もないですね。いいですか。ほかにございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 ありませんね。討論を行います。討論はありせんか。
ないですね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第18 発議第6号南阿蘇村議会会議規則の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第18、発議第6号、南阿蘇村議会会議規則の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第19 発議第7号南阿蘇村議会委員会条例の一部改正について

○山室昭憲議長 日程第19、発議第7号、南阿蘇村議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第20 閉会中の継続調査について

○山室昭憲議長 日程第20、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各委員長より、所管事務調査及び付託中の事務調査について、タブレットに配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申出がっております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。お諮りします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字等の整理

訂正は議長に一任することと決定をいたしました。以上で、本定例会に付議されました案件については全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和6年第2回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。

-----○-----

午前10時28分 閉会